

一般社団法人愛媛県歯科医師会歯科衛生士修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県における歯科衛生士を養成する学校にて歯科に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内で歯科衛生士として業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、県内で業務に従事する歯科衛生士の確保及び質の向上に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 修学資金の貸与を受ける者（以下「貸費生」という。）は、歯科衛生士国家試験の受験資格を得られる県内の学校（以下「学校」という。）に入学が決定した者又は在学中の者で、卒業年の歯科衛生士国家試験に合格し、当該学校を卒業した年度の翌年度当初から愛媛県歯科医師会長が別に定める歯科診療所において業務に従事する意思を有する者とする。

(貸与の方法)

第3条 修学資金は、月額3万5千円の授業料相当額とし無利子で貸与する。
2 修学資金の交付は、原則として毎年半年ごとに当該年ごとに係わる分を歯科衛生士修学資金振込口座届出書(様式第16号)で申請のあった口座へ振込する。
3 第1項の規定により貸与する修学資金は、3年分を限度とする。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は歯科衛生士修学支援申請書（様式第1号）に出身高等学校の成績証明書、またはそれに代わる書類、出席状況がわかる書類を添えて、愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 愛媛県歯科医師会長は、申請書を受理し審査のうえ修学資金の貸与を決定するものとする。

(誓約書)

第6条 貸与を認められた者は、速やかに誓約書（様式第2号）を愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

（各年度の成績証明書の提出）

第7条 貸費生は、各年度末の成績証明書を速やかに愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

（借用書）

第8条 貸費生が、貸費生でなくなったときは、直ちに貸与を受けた修学資金の全額について、保証人と連署した借用書（様式第3号）を愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

（貸与の取り消し）

第9条 愛媛県歯科医師会長は、貸費生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を取り消すものとする。

- （1）第2条に規定する者でなくなったとき。
- （2）心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- （3）学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。
- （4）死亡したとき。
- （5）修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

（貸与の休止）

第10条 愛媛県歯科医師会長は、貸費生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間の修学資金の貸与を休止することができる。

（返還の債務の当然免除）

第11条 愛媛県歯科医師会長は、貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除する。

- （1）歯科衛生士免許取得後、直ちに愛媛県歯科医師会長が別に定める歯科診療所で歯科衛生士として勤務し、かつ、引き続き同業務に従事した期間（第14条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間）が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。
 - （2）従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第4号）に必要書類を添えて愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

- 3 愛媛県歯科医師会長は、返還の免除を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

(返還)

第12条 貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に、貸与を受けた修学資金の額の全部を返還しなければならない。この場合において、返還の債務の履行が猶予されたときは、これらの当該猶予期間を加えた期間を修学資金の返還期間とする。

- (1) 第9条の規定による取り消しがあったとき。
 - (2) 学校を卒業した日の属する年度に実施された歯科衛生士の国家試験に合格しなかったとき。(災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。)
 - (3) 歯科衛生士免許取得後、直ちに愛媛県歯科医師会長が別に定める歯科診療所で歯科衛生士として勤務しなかったとき。
 - (4) 死亡したとき、又は愛媛県歯科医師会長が別に定める歯科診療所で歯科衛生士として業務に従事しなくなったとき。(前条第1項第2号に該当する場合を除く。)
- 2 前項に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなくなっただけでなくなった者は、速やかに歯科衛生士修学資金返還計画届出書(様式第5号)を愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。
 - 3 愛媛県歯科医師会長は、前項の届出書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに届出者に返還を命令する。

(返還債務の裁量免除)

第13条 愛媛県歯科医師会長は、貸費生であった者が、死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めたときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することがある。

- 2 返還の全部又は一部免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第4号)に必要書類を添えて愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。
- 3 愛媛県歯科医師会長は、返還の全部又は一部免除を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

(返還の猶予)

第14条 貸費生であった者は、次の各号いずれかに該当する期間は、返還の債務の履行の猶予を受けることができる。

- (1) 学校を卒業後、他の種類の歯科衛生士専門学校に入学し、在学する期間。
 - (2) 学校を卒業した日の属する年度に実施された歯科衛生士の国家試験を受験できなかったとき（災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る。）であって、その翌年度内に実施される歯科衛生士の国家試験の合格発表日の属する月の末日まで。
 - (3) 愛媛県歯科医師会長が別に定める歯科診療所で歯科衛生士として業務に従事したとき。
 - (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。
- 2 返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第6号）に必要書類を添えて愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。
- 3 愛媛県歯科医師会長は、返還の猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

（延滞利息）

第15条 貸費生であった者は、正当な理由なく修学資金の返還が滞る場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（従事期間）

第16条 第11条第1項第1号に規定する従事期間を計算する場合においては、原則月数によるものとし、従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。

2 貸費生であった者は、従事期間の確認のため、毎年度、歯科衛生士業務従事届出書（様式第7号）を愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

（届出）

第17条 貸費生又は貸費生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該届に必要な書類を添えて、速やかに愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

- (1) 学校を休学、停学、復学、留年及び退学したとき 休学・停学・復学・留年・退学届出書（様式第8号）
- (2) 修学資金の貸与を辞退するとき 辞退届出書（様式第9号）

- (3) 従事先等を退職したとき 歯科衛生士退職届出書（様式第10号）
- (4) 住所又は氏名を変更したとき 住所・氏名変更届出書（様式第11号）
- (5) 従事先が変更になったとき 歯科衛生士業務従事先変更届出書（様式第12号）
- (6) 死亡したとき 死亡届出書（様式第13号）
- (7) 保証人の住所又は氏名に変更があったとき 連帯保証人住所・氏名変更届出書（様式第14号）

（保証人の異動）

第18条 貸費生又は貸費生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人変更届出書（様式第15号）を愛媛県歯科医師会長に提出しなければならない。

- (1) 保証人が死亡し、又はその他の理由により資格を失ったとき。
- (2) 愛媛県歯科医師会長が保証人として不相当と認めてその変更を求めたとき。

（補則）

第19条 上記条項以外の予期せぬ事項が発生した場合は、別途協議する。

附則

この貸与規程は、平成27年12月18日より施行する。

附則

この貸与規程は、平成28年10月1日より施行する。

附則

この貸与規程は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この貸与規程は、令和元年12月10日より施行する。

附則

この貸与規程は、令和3年8月24日より施行する。